

## ○議 事 日 程（第 2 号）

令和 4 年 9 月 21 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第 73 号 訴えの提起について
- 日程第 4 議案第 74 号 訴えの提起について
- 日程第 5 議案第 75 号 訴えの提起について
- 日程第 6 議案第 76 号 訴えの提起について
- 日程第 7 議案第 77 号 訴えの提起について
- 日程第 8 議案第 78 号 訴えの提起について
- 日程第 9 議案第 79 号 関ヶ原町議会議員及び関ヶ原町長の選挙における選挙運動の公費負担  
に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 80 号 関ヶ原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につい  
て
- 日程第 11 議案第 81 号 関ヶ原町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例につい  
て
- 日程第 12 議案第 82 号 令和 4 年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入金の変更  
について
- 日程第 13 議案第 83 号 令和 4 年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更につい  
て
- 日程第 14 議案第 84 号 令和 4 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 15 議案第 85 号 令和 4 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第  
2 号）
- 日程第 16 議案第 86 号 令和 4 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第  
2 号）
- 日程第 17 議案第 87 号 令和 4 年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 88 号 令和 4 年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 議案第 89 号 令和 4 年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2  
号）
- 日程第 20 議案第 90 号 令和 4 年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 21 議案第 91 号 令和 4 年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 議案第 92 号 令和 3 年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 議案第 93 号 令和 3 年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて

- 日程第24 議案第94号 令和3年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 議案第95号 令和3年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 議案第96号 令和3年度関ヶ原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 議案第97号 令和3年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 議案第98号 令和3年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第29 議案第99号 令和3年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第30 議案第100号 令和3年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定について
- 日程第31 議案第101号 関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第102号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 町議第2号 消費税のインボイス制度実施中止・延期を求める意見書について

#### ○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第33まで

（追加日程）

追加日程第1 常任委員会の閉会中の継続審査について

#### ○出席議員（8名）

1番 高 木 博 之 君  
3番 子 安 健 司 君  
5番 田 中 由紀子 君  
7番 楠 達 男 君

2番 谷 口 輝 男 君  
4番 中 川 武 子 君  
6番 松 井 正 樹 君  
8番 吉 田 仁 君

#### ○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

|                    |           |           |           |
|--------------------|-----------|-----------|-----------|
| 町 長                | 西 脇 康 世 君 | 副 町 長     | 藤 田 栄 博 君 |
| 教 育 長              | 中 川 敏 之 君 | 総 務 課 長   | 澤 頭 義 幸 君 |
| 企画政策課長             | 高 木 久之郎 君 | 地域振興課長    | 難 波 真 哉 君 |
| 会計管理者<br>兼 税 務 課 長 | 福 安 健 司 君 | 住 民 課 長   | 西 村 克 郎 君 |
| 産業建設課長             | 兒 玉 勝 宏 君 | 水道環境課長心得  | 坂 東 崇 君   |
| 診療所事務局長<br>兼医療保健課長 | 徳 永 英 俊 君 | 介護事業課長    | 吉 森 明 博 君 |
| 教 育 課 長            | 山 田 勝 君   | 西 消 防 署 長 | 西 村 清 志 君 |

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

|        |         |     |         |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 関 東 正 晃 | 書 記 | 高 木 聖 敏 |
| 書 記    | 小 寺 由 香 |     |         |

### 開議の宣告

○議長（子安健司君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（子安健司君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、2 番 谷口輝男君、4 番 中川武子君を指名します。

---

### 日程第 2 一般質問

○議長（子安健司君） 日程第 2、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

1 番 高木博之君。

〔1 番 高木博之君 一般質問〕

○1 番（高木博之君） では、一般質問へ入らせていただきます。

質問項目ですが、道路行政について。

質問の要旨、町内には、多数の狹隘道路があります。俗に言う 2 項道路であると思いますが、それから中心市街地においても車の擦れ違いが困難な道路が何本もあり、予算や用地の問題によりなかなか解消できていないのが現状であると思います。

過去に道路予定地の大半が用地買収済みで、予算などの問題により10年以上経過している道路が関ヶ原診療所の近くにあります。そこで、過疎指定を受けた現在なら、現在はこちらの道路は行き止まりとして認定されていますので、その代替となる幅員 5 メーター以上、道路構造令での最低の道路ですが、確保可能な道路の供用開始に向けた事業として進めることはできないか、町長の見解を伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） おはようございます。

それではお答えをさせていただきます。

道路は、住環境のインフラとして最も重要なものであります。関ヶ原町の道路は、御指摘のとおり狹隘道路が多く、擦れ違いも困難な箇所が非常に多くあり、その解消につきまして住民ニーズは非常に高いものと考えております。

特に、過疎指定がされた現状を考えますと、道路整備がされておらず、擦れ違いが困難など

のほか、乗用車が自分の宅地まで入れないといった環境から他地域に移住された方もあるのではないかと危惧していることもございます。そのため、道路整備の推進は必要と考えております。御指摘のとおり、予算や用地の問題により非常に遅れている現状であり、その解消のためにも用地が確保できる箇所につきましては積極的に推進していきたいと考えております。

さて、議員から御指摘のありました関ヶ原診療所北東部の道路用地につきましては、まさしくその箇所に該当する箇所の一つであります。ここは、西消防署から関ヶ原診療所までの町道が途中から狭隘で擦れ違いが困難であるため、看護師宿舎の取壊しの際、工事用道路として利用した後に整備をする計画がなされ、平成16年度に用地買収を行ったものであります。その後、財政的な問題などから工事用の一時的な道路として利用されてから、現在まで工事がなされずに至っております。この際、過疎債を活用し、用地取得分について事業化できないものかと考えておるところでございます。

町道への接続等、課題が若干ありますが、早期着工に向けて検討してまいりたいと考えております。今まで寄附を前提に土地を確保できた道路のみ道路改良を行うという基本的な考え方で進めてまいりましたが、住環境の向上に結びつく必要な道路改良につきましては、積極的に推進してまいりたいと考えているところでございます。よろしく御理解のほどお願いいたします。

○議長（子安健司君） 再質問を許します。

〔1番議員挙手〕

1番 高木博之君。

○1番（高木博之君） 前向きな回答、ありがとうございます。

例えばの例としてですが、観光振興対策としての事業なら、笹尾山への大型車の車両対策、今現在、なかなか交差点、この辺でちょっと曲がりにくいようなことも聞いております。またそのようなことも考えられますが、市街地としての改良事業なら、今年もたくさん雪が降りましたが、冬期の除雪対策も含めた道路幅員の拡幅、狭い道路ではなかなか除雪車も入ることもできませんし、また雪捨て場の確保などもあると思いますが、それぞれの優先順位などについてはいろいろ考えなければなりませんので、そこで町長の見解があればお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（子安健司君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 今御指摘のありましたように、笹尾山のところ、大型バスが来ると確かに回りにくい。この間も三輪薬局の上の四つ角のところ、あそこを大型バスが回ると。すごい運転手やなあと見ておりましたけれども、本当にきちきちの状態で回っておるということで、何とか拡幅ができればいいなあというふうには思っているところでございます。

また、ほかの市街地も片道2車線の道路というのは非常に少ないと。生活道路はほぼセンターラインがない道路で、よくて5メートル道路、普通なら4メートル道路以上あればいいんですけども、そうじゃなしに、2メートルあるかないかという道路も多々あります。そういったところ、もう本当に非常にたくさんありますので、どれを優先的にやるかというのは非常に難しいというのは現状でございます。

私としては、やはり今、車社会という現状を考えますと、車が余裕を持って通れる道路にしていきたい。ただ、4メートル道路という原則がありますので、そういった道幅が何とか住民の方の御理解の下で取得できるというところを優先的にやっていきたいというふうに思っているところでございます。

また、町内のいろんな土地取得に関しまして、以前は寄附をしているというような条件でしたけれども、そうしていくとなかなか事業も進まないというふうに思っておりますので、それなりの適正価格といいますか、それなりの価格で応じていただければ積極的に進めるようにしていきたいと思っているところでございます。

そういったことで、優先順位というのは今のところ決めておりませんので、またそういった案件がたくさん出てきたら優先順位ということも考えながら進めさせていただきたいと思えます。

○議長（子安健司君） これで、1番 高木博之君の一般質問を終わります。

続きまして、7番 楠達男君。

〔7番 楠達男君 一般質問〕

○7番（楠 達男君） 7番 楠達男でございます。

議長の許可をいただきましたので、私は、2点について一般質問をさせていただきます。

1点目、国の「自治体DX推進計画」による関ヶ原町の行政DXの今後の取組について問う。

2番目、陣場野公園周辺を拠点とした着地参加型観光について、この2点について伺います。質問の趣旨を申し上げます。

1点目のDX推進計画であります。日本の少子高齢化が急速に進む現状を踏まえて、国は官民を越えてデジタル技術、ITを活用したオンライン化等業務の効率化、省力化、サービス向上のための計画を進めています。これを受け、総務省は昨年末に「自治体DX推進計画」を策定し、自治体に計画の推進を求めています。

DXとは、デジタルトランスフォーメーションの略で、分かりやすく言えば、これまでアナログで行ってきた業務をデジタル化し、IT技術も活用し、業務効率化と省力化、住民サービスの向上、経費節減につなげるための業務改革であります。DXの推進は世界的な課題となっています。

そこで、町長に伺います。

1つ、本町では行政DXについてどのように取り組まれているのか。今後推進する上での課題は何か。

2点目、DXへの取組は、担当課だけでなく全庁的に課題を共有し、推進計画を策定することが重要と考えます。しかし、課により条件も実態も異なるため、できる部署、業務から取り組めばよいのではないかと。そのために各課担当者による「関ヶ原町役場DX推進会議」、これは仮称ではありますが、推進会議の設置を提案いたします。お考えについて伺いたいと思います。

2番目の質問であります。

岐阜関ヶ原古戦場記念館は、開館以来2年、来館者はコロナ禍の中で20万人を超え、今や関ヶ原観光の最大の目玉であり、コア施設となっています。

しかし一方で、町内の観光資源は限られており、新たな観光資源の創出とこれまで以上の誘客施策が課題であります。コロナ後のインバウンドによる海外旅行客の誘致、また着地参加型観光の展開、宿泊場所の確保をどうするか。また観光客に関ヶ原町で買物、食事をしていただくための滞在時間をいかに増やすのかなど多くの課題もあります。

陣場野公園でのイベントは、滞在時間を増やすことにもつながります。また、岐阜関ヶ原古戦場記念館前の芝生広場を小公園化し、親子の憩いの場所として、また観光客との交流の場として活用を検討していただきたいと思います。これは同時に、町民の関ヶ原町総合計画、まちづくりマスタープランの住民アンケートでの町民の強い要望でもあり、子育て支援策ともなります。お考えについて伺います。よろしくお願いします。

○議長（子安健司君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それではお答えさせていただきますが、1点目の国の「自治体DX推進計画」による関ヶ原町の行政DXの今後の取組についての御質問につきましては、後ほど副町長からお答えさせていただきます。

私からは、2点目の陣場野公園周辺を拠点とした着地参加型観光について答弁させていただきます。

令和2年10月21日にオープンした岐阜関ヶ原古戦場記念館も、このコロナ禍にかかわらず、先月8月26日に20万人目の来館者を迎えました。平成27年から岐阜県と共に取り組んできたランドデザイン事業により、記念館や駅前交流館等の整備を図ってまいりましたが、観光協会をはじめ、関ヶ原もりあげ隊、古戦場保存会等、たくさんの町民の方々が観光振興に携わっていただき、皆で盛り上げてきた成果であり、大変喜ばしく思っているところでございます。

これからは、アフターコロナに向けて、国内外を問わず、いかに誘客を図るかが課題でございます。国内においては、首都圏やゆかりのまち等で開催されるイベントに直接出向き、PR活動を行ったり、記念館と連携しイベントを開催していきたいと考えておりますし、海外に向

けては史跡地等における多言語音声ガイドや無料W i - F i の整備等を実施してきましたので、さらに県とも連携し、P Rをしていきたいと考えております。

また、議員御指摘のとおり、本町はどちらかというと通過型の観光地でありますので、長く滞在していただくために宿泊施設や飲食店等の立地促進や着地型観光の展開も大きな課題でございます。宿泊施設や飲食店等の立地については、民間が本来その役割を担うべきところであり、町民をはじめとする民間のチャレンジ精神や進出して運営が成り立つだけの観光客がどうしても必要であります。立地が進まないのは、観光客がまだ不十分であるとも言えます。町としては、観光客を増やすために、町ができる施策を十分検討し、事業を展開するとともに、起業意欲や進出意欲のある事業者へ効果的な支援をしていくことが重要であると考えております。

また、着地型観光の展開につきましては、記念館を核に、史跡ガイドやレンタサイクルを活用したり、史跡巡りや甲冑の着つけ体験等、関ヶ原ならではのプログラムを提供できるよう体制の強化を図っていききたいと考えております。

陣場野公園と記念館前の芝生広場の活用についてでございますが、陣場野公園については、本町のイベントのみならず県のイベントにも活用しており、10月の県イベントにおいては、人間将棋で活用する予定でございます。町民の方はもちろんのこと、個人、団体、民間を問わず、多くの方に公園として、またイベント会場としても活用していただければと考えております。

記念館の芝生広場においては、武将隊の演武等、ミニイベントで活用されており、関ヶ原合戦祭りでも手裏剣や弓矢の体験コーナー等で利用させていただく予定をしております。多くの観光客が訪れる文化施設の前庭であることや、本館や別館がガラス張りの施設であることを踏まえ、利用者の安全確保や文化財保護の観点から、ボール遊びや弁当持込みによる飲食ができないなど、ある程度の制限がかかります。利用内容によって、陣場野公園やふれあいセンターのふれあい広場等との使い分けが必要であると考えているところでございます。

○議長（子安健司君） 藤田副町長。

○副町長（藤田栄博君） 私からは、国の「自治体D X推進計画」による関ヶ原町の行政D Xの今後の取組について答弁させていただきます。

まず1点目の本町の取組と課題についてですが、国が策定した「自治体D X推進計画」では、自治体で進めるべき重点取組事項として6つの項目が示されております。

まずは、1つ目の自治体情報システムの標準化・共通化でございます。各自治体における事務処理の内容の共通性、また住民の利便性の向上と行政運営の効率化を図るため、国が策定する標準仕様に準拠したクラウド基盤の構築に向け、現在、岐阜県と市町村D X推進連絡協議会における27の市町共同で、各府省が策定する標準仕様書と現行システムに係る仕様との差異の洗い出しや現行システムの実態調査、業務改革、システム更新時期などを踏まえた移行計画を策定する業務を本年度実施しており、今後システム改修等を行い、令和7年度までに移行でき



るよう進めているところでございます。

次に、2つ目、マイナンバーカードの普及促進では、住民課において夜間窓口、休日窓口の設置、そして庁舎玄関において普及啓発の動画など普及の促進を行っております。

3つ目の行政手続のオンライン化では、現在、住民に身近な子育て関係、介護関係など26の手続においてマイナンバーカードを用いたオンライン申請、ぴったりサービスとありますが、既に可能となっております。今後は住民記録システムと連動させたシステム構築を進め、令和5年4月運用を目指していきます。

4つ目のA I・R P Aの利用促進でございますが、A Iについては、町ホームページにおいてA Iを活用し、A Iチャットボットとありますが、総合案内サービスを整備しております。今後もより多くの方が利用できるように内容を充実していきたいと考えております。R P Aにつきましては、いわゆる単純に繰り返し行われるP C上の業務を自動化する仕組みでございますが、導入の可否については、現在調査研究中ということでございます。

5つ目のテレワークの推進ですが、令和3年度には町主催のリモート会議が可能となる環境整備を終えましたが、今後はテレワークについて、住民サービスを低下させることなく、どのように進められるか検討してまいりたいと考えております。

最後に、6つ目のセキュリティーの対策の徹底でございます。本町では、総務省が設定した高いセキュリティーレベルのセキュリティークラウドへの移行を昨年度実施いたしましたが、今後においてもD Xを進めていく中で、セキュリティー対策とセットで推進してまいりたいと考えております。

このD Xを推進する上での課題でございますが、やはりD Xに必要とされるスキルや経験を持った人材の確保、そしてシステム導入に伴う設備費用やランニングコストが課題になると考えております。

2点目の「関ヶ原町役場D X推進会議」の設置の御提案でございますが、D X化を進めていく上で、担当部署だけでできる事業ではございませんので、各課横断的な打合せ等はしっかり実施していきたいと思っております。御提案の会議設置については現時点では考えておりませんが、今後必要となってくると思いますので、その時点で考えたいと思っております。

○議長（子安健司君） 再質問を許します。

〔7番議員挙手〕

7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） それでは、1点目のD Xについての再質問をさせていただきます。

当町においても、住民サービスを含めて様々な取組を今推進中であるというような御答弁がありました。ただ、その中で、認識としては、各課共通の課題として検討する必要性については触れられましたけれども、具体的に推進するための各課横断的な推進会議、名前を推進会議

というかどうかは別にして、私は、それぞれの個別の課の検討も必要ですが、むしろ共通課題について推進会議的なもの、打合せ会議的なものはやっぱり絶対必要ではないかというふうに思いますので、あえて推進会議の設置を提案させていただきました。

ところで、当然御存じだと思いますが、令和3年に総務省が自治体DX推進手順書というのを作成し、自治体が使えるガイダンスを公表しております。これが、私もインターネットから引っ張り出したものですが、こういうガイダンスも出ておりますので、ぜひ参考にして、当町においてもDXの推進について前向きに検討していただきたいと思います。

特に、推進会議のことにこだわるようではありますが、自治体のDXが必要な最大の目的は、労働人口の減少と高齢化社会の進行の中で、行政サービスの向上に加え、業務の効率化による役場職員の負担軽減と言われております。これも大きな一つの課題だと言われております。

総務省の試算によれば、2040年頃には団塊ジュニア世代が退職して地方公務員の数が増減するとの予測であります。もとより公務員だけが減るわけではありません。民間も含めてですけれども、特に地方公務員の数が増減するとの予測が総務省でされております。一方で、高齢者の割合は増加いたします。

少ない職員で多くの高齢者を支えるためには、DXによる業務の改革が必須で、特に紙と窓口業務による非効率性の解消、また過疎の町を魅力ある町にするためにもDXは必要と言われております。しかし、初めから各課一斉ということは、なかなか実態として無理がありますので、言われていますようにできる部署、業務から始めるのが現実的であると思われま

す。DX推進には、各部署の業務内容の精査、デジタル化の可否の検討、また関係部署との調整も必要であり、実務担当者会議や推進チーム的なものも必要ではないか。でなければ前に進まないではないかという危惧を私は持っております。今、答弁では県レベルで様々な自治体が集まって検討会議的なことをされているということでもありますけれども、当役場においても、具体的な役場内におけるそうした打合せ会議的なもの、あるいは推進チームみたいなものを、ぜひこの際、検討したらどうかということで、あえて再質問をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（子安健司君） 藤田副町長。

○副町長（藤田栄博君） 今、楠議員がおっしゃったことは、まさにそのとおりなんです。まずDXを導入するに当たっては、庁舎内の業務の効率化、またAI導入によって人員削減というのは当然のことですが、それよりもやはり住民サービス、それがいかに向上できるかということが第一に考えられております。

それで今、県で検討しているとかいう話、実はそうなんです。うちだけの仕様書だけでやって、日本全国が同じような共通標準仕様でなければ、転出したときに、隣の町でこのシステムは使えないでは困りますので、その辺を検討協議して、平準化といいますか、そういう

のも導入していかなければならないということで、町単独で考えるということには今のところ至っておりません。

単独でできること、例えば住民票とかああいうのは大体どこでも一緒なんですけど、ほかの行政サービスについてもいろいろこの町でも同じような仕様に標準化させないと、町民の方に迷惑がかかるので、その辺は検討しているということです。

そして何より2つ目に申しましたマイナンバーカードの普及。これがないことには、総務省は今、2022年度で全国で100%を目指すということを打ち上げていますが、このマイナンバーカードとのひもづけによる行政サービス、これも重要になってくると思いますので、その辺も今普及、特に関ヶ原は何か岐阜県で一番普及が最低だと言われているので、職員にもみんなマイナンバーカードを作るようには推進しております、奨励しておりますが、何をもって、まづもって町民の方々がマイナンバーカードを取得していただかないと、ほとんどマイナンバーカード中心で住民票の交付とか戸籍の交付とか全部表れてきますし、医療機関にかかるについても、マイナンバーカードでかかれば70円ぐらい安いとか、そういうふうになってきていますので、まづそこから今一生懸命、先ほど答弁しましたように夜間とか、今回各戸配布で9月末までならマイナンバーカードを簡単にできますよ、ということもお知らせさせていただいておりますが、まづそれが大前提となって、あと庁舎内でやれることは同時にDXに向けてやるということで検討しております。それが来年、再来年すぐできるかという、そのシステムについてやっぱりプロフェッショナル的な専門員がいないと、素人ではなかなかその構築等、進め方については熟知とかしていないので、先ほど申しましたが、その辺の人材の確保も必要になってくると思います。

楠議員がおっしゃるようなDX推進会議、これは将来的には必要だと思います。それがないと、ただ各課で銘々やっておっても、ましてや岐阜県内、全国どうやって連携していくかという話になりますので、それはその設置しなければならない時期が来れば、当然設置しなければならないと考えておりますのでよろしくお願いします。

○議長（子安健司君） 2つ目の項目の再質問はありますか。

〔7番議員挙手〕

7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） ありがとうございます。

2点目の質問について再質問させていただきます。

先ほど町長のほうから御答弁をいただきました。様々、町としても誘客のための宣伝や広報活動を含めてやられているということでもあります。その結果、相当、先ほども触れましたけれども、当町への観光客の皆さんが増えてきているというのも事実だと思います。

これからも関ヶ原観光のために、ぜひお互いに知恵を出し合いながらいきたいと思いますが、

私は、ここで提案というか、質問させていただいた大きな目的の一つが、観光客総体は、全体の数は確かに増えているけれども、その方たちが関ヶ原町にどれだけの時間をここに滞在していただけるのかということを尺度にすると、なかなかここでいたくてもいるところがないとか、遊ぶところがないとかそういうこともあって、多分これは担当課でもなかなか把握がしづらいと思いますけれども、関ヶ原町に20万人なら20万人の来館客が見えたけど、その方たちが記念館の見学を終えて、その後どのような行動をされているのかというのがなかなかつかみづらいと思うんですけれども、ただ、最初の質問にも言いましたけれども、記念館に代わる観光施設というか、それがなかなか当町にはないと。確かに、私も駅前で観光案内のボランティアをやっていますけど、お客様が確かに見えることは事実ですけれども、やっぱり歴史ファンの方が中心です、当然ですけれども。そういう方たちは、記念館は行くけれども、あるいは笹尾山は行くけれども、それだけで終わってしまうと。例えば地元で食事をするとか、お土産を買うとか、別のところへ行くとかいうことはなかなか行かないですよね、当然ですよ、その人は歴史ということを一つのキーワードにして来ているわけですからね。

それはそれで結構な、大事なお客様ですけれども、それ以外の、仮に歴史ファンでなくても関ヶ原へ行くといろんな面白いことがあるというようなことで、ここにあって書きましたけれども、着地型あるいは滞在型の観光事業というのは、これからは国も推奨していますけれども、従来の一般的な観光だけじゃなくて、着地型の、あるいは滞在型の観光事業へ力を入れるということであります。そういう点で質問をさせていただきました。

そこで、町長からはいろんな話もありましたけど、私は具体的に、質問したときも触れましたけれども、ここの陣場野公園の広い芝生公園、あそこをぜひ活用すべきではないかと。あそこは国の史跡指定地のようなものですから、新しい観光施設を造るとか、あるいは遊具を造るとかいうことは恐らく無理だと思うんですけれども、ただ、あそこで、あるいはその周辺で、例えば何かのイベントをするとかいうことは可能だと思うんですね。

まず私は、この事業を運営する母体として、町の観光協会、あるいは今年の7月から赴任させていただいている地域おこし協力隊とか、あるいは町の商工会、飲食組合、さらには住民代表、ボランティア団体で、一過性ではなくて恒常的な、例えばイベント実行委員会というものを立ち上げて、有料の人力車体験、これは副町長が京都へ視察に行かれたそうですけれども、例えばそういうものも有効でしょう。あるいは有料の甲冑体験、武将隊の演武、これは今までやっていますけれども、それから東西の食べ物市とか、東西の対抗子ども〇〇合戦とか、キッチンカー、軽トラ市、それから先日、もりあげ隊が主催をしてその広場でイベントをされました。そこにパンマルシェですか、キッチンカーも参加されておりましたけれども、非常に1日で1,200人の来客数があったというふうに聞いておりますけれども、ああいうものを今後もそういった実行委員会を軸にして母体にして、例えば土・日・休日に芝生広場を活用してやったら

盛り上がるんじゃないかというふうに思います。まさに、かつてコロナ以前にありましたけれども、月1イベントという形で開催をして、そういうことを通じて関ヶ原町の活性化、あるいは地元経済の効果につなげるということを目指して、ぜひしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 今御指摘いただきましたこと、まさしく御指摘のとおりだというふうに思っております。

やはり関ヶ原、以前は本当に陣跡、あっても碑があるだけであとは草ぼうぼうであるとか、案内看板はないであるとか、そんなことで本当の歴史ファンしか来て楽しまなかったと。一般の観光客は、来ても何にもない、楽しめんなあということで、がっかり観光のところだというふうに言われておりました。その次に、各史跡を巡るようになったら、今度、金を落とさずにごみだけ落としていきよるといようなことも言われました。最近では、ごみもちょっと落とされてはおりますけれども、金も落とさせていただけますし、多くの方が来ていただいて、記念館を見た後、前もあるかもしれませんが、笹尾山であるとか各陣跡、多くのところへ出向いていただいているというふうに思っております、非常に多くの方が関ヶ原そのものを楽しんでいただいていると思っております。

やはり関ヶ原は、拠点となる遊ぶ施設、こういったものがないところですので、史跡を見て、昔の人、武将は何を思っていたか、そういったことを考えながら、思い浮かべながら楽しんでいただくということが大きなポイントであろうかというふうに思っていますので、できるだけそういった点についても力を入れさせていただきたいなと思っていますところでございます。

そういったことで、史跡ガイドの方、この方が結構団体客とかを引率して、各陣跡、史跡を案内していただいているということは非常に大きな力であると思っております。そういったことも今後力を入れさせていただきたいなと思っております。

一方で、御指摘ありましたように体験型であるとか、見るところ、遊ぶところ、自分がいわゆる参加型で楽しむという施設は非常に少ないということです。こういったことについては、前々から何かやる、つくるということを考えていかなきゃいけないということで進めておりますけれども、なかなか実現していないというのが現状でございます。そういったことで、今後も努力をさせていただきたいなと思っておりますところでございます。

それから、陣場野公園の芝生広場、こういったものの活用、これは本当に月1であるとか定期的に今も開催をしております。そのときには非常に多くの方が来ていただいて、参加型、また見て楽しんでいただいているというふうに思っておりますので、今後も定期的に開催できるように観光協会等とも協議を進めながら、開催に向けて努力をさせていただきたいと思っています。

るところでございます。

いずれにしても、そういったことを通じまして、町内の方の、また古戦場に対する意識の変革、そして観光客が多く来ていただけるような雰囲気づくり、こういったものが必要でありますので、今後もそれに向けて努力をさせていただきたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これで、7番 楠達男君の一般質問を終わります。

続きまして、5番 田中由紀子君。

〔5番 田中由紀子君 一般質問〕

○5番（田中由紀子君） それでは、私は、1. 統一協会（世界平和統一家庭連合）問題について、2. 保育園の使用済みおむつ持ち帰りについて、3. 観光地にふさわしく、雑草対策を、この3点についてお伺いしたいと思います。

まず最初に、この統一協会の協という字は、日本共産党は、そもそもこの旧統一協会が、この協会という協の字を最初に使っていたということで、こういう表記にさせていただいております。

それでは、質問に入ります。

1. 統一協会（世界平和統一家庭連合）問題について。

安倍元首相殺害事件で一気に浮かび上がった統一協会（世界平和統一家庭連合）、（以下、統一協会と呼ぶ）の問題について、統一協会の反社会的な活動や被害、政治家との癒着など実に深刻な実態が様々な報道で明らかとなっています。

統一協会の靈感商法、高額献金の被害相談額は、この30年余の中で1,237億円（全国靈感商法対策弁護士連絡会調べ）、実際はその100倍はあると言われています。ある自治体では、統一協会関連団体から寄附を受けたとも報道されていますが、その原資は被害者の献金等です。

さらに、地方自治体や地方議員にまで統一協会の影響が広がっていることに大変驚いています。統一協会の関連団体「ピースロード実行委員会」が、7月31日にこの関ヶ原町役場に訪れ、町長や議長が挨拶を行う予定があったと聞きました。結局中止となったようですが、これには岐阜県をはじめ40市町村が後援をしています。統一協会やその関連団体とこのような関係を持つことは、反社会的活動にお墨つきを与え、被害を拡大することにつながるものです。

以上の観点から、以下の点を伺います。

①関ヶ原町内で、靈感商法や高額献金など被害実態はあるか。

②関ヶ原町では、社協も含めて寄附を受けたことがあるか。

③ピースロードに関わろうとしたこの間の経過と町長の認識がどうであったのか。

④ピースロードへの名義後援を取り消すべきではないか、この4点についてお伺いします。

次2番、保育園の使用済みおむつ持ち帰りについて。

保育園の使用済みおむつ持ち帰り問題は、NHKや大手の新聞で取り上げられたりしており、ホットな課題です。働く女性が増えたことやコロナ禍で衛生問題がクローズアップされたことが大きいのではないかと感じています。

岐阜市は、2019年6月から各保育所による使用済み紙おむつの一括回収業務を開始しました。1年間の回収委託費用は20保育園で240万円程度、ごみ袋代は25万円ほどです。対象園児は800名ということでした。

関ヶ原町の未満児は、令和3年度決算資料では36名ということですし、専用ごみ箱も1台数万円単位で購入できます。あとはごみ回収頻度を増やせば、そんなに難しい課題ではないと確信します。

2019年6月議会で、保育園のおむつ持ち帰り問題について質問しましたが、町長は大変前向きに調査、検討すると答弁されました。その後、どのように御検討されたのか伺います。

次に、子育て支援の観点から、おむつを園で支給するという必要かと思います。保護者がおむつに名前を書いて持参する手間が省ければ、どんなに楽か分かりません。ぜひとも安心して預けられる環境をつくっていただきたいが、伺います。

3番、観光地にふさわしく、雑草対策を。

古戦場ランドデザイン事業が始まって、観光客をおもてなしするべく住民団体が立ち上がり、笹尾山周辺をはじめとする拠点史跡地の除草作業が行われています。それ以外にも、個人的なボランティアにより、できる範囲での活動が行われています。誰に知られずとも黙々と活動されている方が少なからずいらっしゃいます。本当に頭が下がる思いです。想像するに、関ヶ原町に来てくださった方に喜んでもらいたいという気持ちで活動されているのではないかと思います。大変ありがたいことではないでしょうか。

しかし、こうしたボランティア活動には限りがあります。例えば、駅からポケットパークに向かう歩道沿いに植栽がされていますが、道路の北側歩道は、ボランティアの方が一生懸命手入れをされているので大変きれいになっています。ところが、道路の南側歩道の植栽部分は雑草がいっぱい生えて、残念な景観になっています。また、国道脇の雑草は背丈より高くなってガードレールからはみ出しているところや歩道を覆い尽くしているところもたくさんあります。

国道などは1年に1回しか刈らないとしているので、ジャングルのような状態になっています。

観光地にふさわしく雑草対策をきちんと位置づけ、町民も観光客も気持ちのいい関ヶ原にしていくべきではないかと思いますが、伺います。以上、よろしくお願いします。

○議長（子安健司君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、統一教会問題について、関ヶ原町内で靈感商法や高額献金など被害実態についてでございますが、相談等の実績がございませんので、町内での被害実態については把握しておりません。

2点目の社協も含めて寄附の有無についてでございますが、関ヶ原町に対する寄附については、令和元年から現在までについて調査を行いました。世界平和統一家庭連合名義及び報道などで伝えられている関連団体からの寄附は受けたことはございません。社協の寄附につきましては、把握する立場ではございませんので答弁は控えさせていただきます。

3点目のピースロードに関わろうとした経緯と認識はどうであったのかについてでございますが、本年5月31日にピースロード2022イン岐阜実行委員会名で後援承認の申請を受け付け、6月10日に後援の承認を行っておりますが、7月15日に当該実行委員会より事業計画の中止届出が提出されており、行事は中止されております。後援の承認については、当該実行委員会が世界平和統一家庭連合と関わりがあるとの認識はなく、行事の目的などについて妥当性を検討した結果、行事そのものについては政治活動や宗教活動を目的にしたものではないと判断し、政治的活動及び宗教的活動をしてはならないとの注意事項を付して後援の承認をしております。

4点目のピースロードへの後援を取り消すべきではないかについてでございますが、当該事業は既に中止されており、現在継続しているものではございませんので、承認を取り消すことについては現在のところ考えておりません。

次に、「保育園の使用済みおむつの持ち帰りについて」は、この後、副町長から、また「観光地にふさわしく、雑草対策を」につきましては産業建設課長から、それぞれ答弁をいただきます。

○議長（子安健司君） 藤田副町長。

○副町長（藤田栄博君） 私からは、保育園の使用済みおむつ持ち帰りについて答弁をさせていただきます。

まず、保育園の使用済みおむつの持ち帰りの検討内容についてでございますが、今までどんな検討をしてきたかということですが、まず現状として、保護者が子どもの健康状態を確認するため、またその日に使用したおむつの枚数により、保護者に子どもの生活リズムを把握してもらうための理由により保護者の方にお持ち帰りいただいております。保護者から使用済みおむつの持ち帰りを廃止し、園で処理してほしいという要望はございません。

しかしながら、検討を重ねてまいりました。そこで、持ち帰ることが保護者の負担と感染拡大防止の観点から望ましくないとの結論に達しまして、保育園での一括処理を実施したいと考えております。

次に、おむつの支給につきましては、メーカー及びサイズが多岐にわたる上、メーカーによっては肌荒れを起こす乳幼児も見えますので、一括調達が非常に困難なため、紙おむつを園で



支給するという事は考えておりません。よろしくお願いします。

○議長（子安健司君） 兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

私からは、観光地にふさわしく、雑草対策につきましての答弁をさせていただきます。

道路の草刈りにつきましては、御質問の中で例示されました駅からの道路につきましては、県道ということで岐阜県が管理をされ、国道の除草につきましては、21号が国土交通省と、365号線を岐阜県が管理をなされております。

どちらも草刈りにつきましては、現在は年に1回ということでございます。これにつきましては、関ヶ原だから1回ということではありませんで、どこの地域も現在は1回しか行わなくなっているということが基本となっておりますので、回数を増やしてさらに美しい管理をするということは難しいということでございます。

しかしながら、岐阜県におきましては、除草時期を秋のイベント時期に合わせたりということで、現在たまたま作業されておられますが、それから国道におきましては、要望がありましたら草刈りの時期をずらすなどの対応をいたしているということでございます。

一方、町内の除草対策につきましては、県と同様になりますが、観光客が最も訪れ、また効果が最も発揮されるイベントの時期に合わせて集中的に草刈りを行ってきております。議員の質問にある雑草対策の位置づけというものに当てはまりますかどうかは分かりませんが、町としては今後もこの方針にて除草対応をしてみたいと考えているところでございます。

なお、除草に対する費用は増加の一途であり、町の対応にも限りがございます。全ての御要望には添えない状況でもございます。そのような中、ボランティアで御協力をいただいております町民の方には大変感謝をいたしているところでございます。引き続き、関ヶ原町の美化に対しまして御支援、御協力をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（子安健司君） 再質問を許します。

〔5番議員挙手〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） それでは、1番目の統一協会問題について再質問を行います。

私も、このピースロードの資料を頂きまして見たんですけれども、その中に、日本語でいうと文鮮明総裁という言葉が入っていたり、結婚と家庭の価値を称揚するピースロード運動というふうに書かれていたんですね。称揚とは何か難しい言葉だったんですが、その価値を認めて褒めたたえることということで、まさしく統一協会の教義に基づく活動だということがこれを見て分かりました。こうして地方自治体との関係もつくりながら、統一協会の教義を浸透させようというものではないかというふうに思っています。

それで、先ほど町長が、認識がなく後援申請を承諾したということですが、現在の認識はどうかということと、やはり私は、後援は分かった時点で取り消すというのが、非常に内外に関ヶ原町としての姿勢を示す上で大変大事ではないかというふうに思います。

実は去年の9月、衆議院議員安倍晋三先生へということで、靈感商法の対策弁護士連絡会の方が抗議文を出してみえるんですね。それは、例のUFPというところに安倍元首相がビデオで挨拶をしたということに対して抗議の文書を送ってみえます。去年です。その中で、ちょっと一文読ませてもらいます。「家庭連合は、統一教会と名のついていた頃から、信者の人権を抑圧し、靈感商法による金銭的搾取と家庭の破壊等の深刻な被害をもたらしてきた反社会的な団体であり、家庭連合に名前を変えてからも、その体質は変わっていません。かつての靈感商法、合同結婚式に関する多くの批判的報道から時間が経過したことで、統一教会の実態を知る国民が減っている中で、政治家によるお墨つきは、統一教会による反社会的な活動を容易にし、またその反社会的活動の是正を困難にするものとして悪用されます。」というふうに指摘がされています。

私は、今回の後援を承諾したということについては、事業が中止されたとしても、後援を承諾したよというそういう結果が後世に残るわけですね。やっぱりそれは関ヶ原町として失敗だったということを認めるべきだし、それはやはり失敗だったと分かった時点で取り消すというのが筋だと私は思います。

養老町は、もう既に後援取消しをされているというふうに聞いています。ぜひもう一度、現在の町長の認識と、そして後援承諾の取消しの再考を求めたいと思います。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 知らないものに対して、どこまで調査するかということは非常に課題が多いと思います。今の統一教会、これが以前、靈感商法等々で社会的に問題になったということは記憶にはありますけれども、それが今実態に、身近にあるという認識がなかったというのは現実でございますし、ましてやピースロード2022、この団体はボランティアのグループがそういう組織をつくってやろうとしているんだという認識の下で今回受付をしたところでございまして、後ろに統一教会があるとか、こんなことを言っちゃあなんですけども、ほかの団体、宗教団体であるとか政治団体が隠れみのをつくってやられる、そういったことに対しては非常に確認が困難だというふうに思っております。

ですから、申請時点においてどういう活動をするか、活動内容、目的、こういったことを把握させていただいて、その内容に基づいて後援の認可の是非を検討させていただくというのが今のところでございますので、そういった意味で、今統一教会という名前が出て初めて課題になっておりますけれども、今までにおいても今後においても、その団体名を基に検討させていただくという姿勢には多分変わりはないだろうというふうに思っております。

ただ、文面の中に文鮮明ですか、そういった名前があったということかもしれませんが、そういったところで気がつけるんだったら本当に注意しなきゃいけないというふうに思っていますので、今後は申請内容等をもうちょっと今まで以上に吟味して検討させていただく必要があるかどうかというふうに思っております。

ただ、何回も言いますけれども、ボーンとなる団体、これが統一教会だとか何だろうかということまではなかなか把握できないというのが実態でございますので、そういった情報が分かれば、もし教えていただいて検討もさせていただく必要があろうかと思っておりますので、その点につきましては御理解賜りたいと思っております。

ただ、統一教会と分かった以上はどうするかということにつきましては、やはり統一教会の今までの活動内容、これが霊感商法であるとか、信者を強引に何かしたというようなことも聞いておりますので、そういったことに対してはふさわしくない団体であるという認識の下で、今後は後援等のお話がありましてもお断りをさせていただくということになろうかというふうに思っております。

後援については、今最初に答弁しましたように、取り消したらどうやということはあるので、別に取り消すことはやぶさかではございませんが、実体がないという団体になってしまいましたので、町として取り消したよというだけの話ということになってしまうかと思っております。そこら辺だけは御理解賜りたいというふうに思っておりますので、取消しについてはそういうところの、中途半端なところですけども、わざわざ取り消すことによる対外的な効果、そこがどこにあるのかということを考えながら検討させていただきたいと思っております。

○議長（子安健司君） 再質問を許します。

〔5 番議員挙手〕

5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） それでは、2 番目のおむつの持ち帰り問題について再質問を行いたいと思っております。

ただいま副町長から、一括処理を実施したいという明確な答弁がありましたので大変歓迎しております。いつからやっていただけるのかお伺いしたいと思います。

それから、おむつ支給についてですが、確かにメーカー、サイズ、肌荒れ等、一括調達が困難だというふうに言われたのも理解できます。

明石市は、2 年前からゼロ歳児に対しておむつ定期便事業というのが取り組まれておりまして、定期的に、1 か月に 1 回ぐらいかな、おむつをゼロ歳児のお宅に届けている事業をやってみえるんですね。すごいこの間、テレビ等でも話題になったんですけど、本当に子育て支援をしているなあ、というそういう印象が大変ありました。

それで、私はこの保育園の支給とは少し意味合いが違いますけれども、そうしたきめ細かな

施策というのが今後必要になってくるのではないかというふうに思っていて、確かに1人目出産お祝い金を出していただけるようになったので大変ありがたいんですが、そこに満足せずに、次、何ができるかということをぜひ考えていただきたいと思います。その辺のお考えを伺いたいと思います。以上です。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） おむつの回収の関係ですね、前回御質問をいただいたときに、前向きにやる方向で検討しておるということで、私としては方向を出しておったつもりだったんですが、園との協議の中でなかなか進まなかったという現状ございますので、改めてやる方向で検討させていただきたいと思います。

ただ、予算的な問題がありますし、どういうやり方がいいのか。やり方というのは決まっているんですけども、その細かいところの確認等、こういった作業もさせていただく必要がありますので、それが十分に間に合えば補正等でも考えないことはないんですが、今のところ来年度になるかなあと、そんな思いでおりますのでよろしく願いいたしたいと思います。

それから、明石の市長さんがいろんなことをやられるということで、確かに問題も起こされますけれども、いろんな事業もやられております。そういった中で定期便事業と、これはおむつはどういうものを配られているのか、同じやつを配っているのか、聞いて一々こうやって分けて配っているのか、ちょっと実態が分かりませんので、これは実態を私のほうも確認をさせていただいて、どんな内容かというのを検討し、またそういったことの中で、町としてもどういったことは新たにプラスしてやっていけるかということは検討させていただきたいと思いますので、今後ともいろんな情報を教えていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（子安健司君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） それでは、最後の質問です。雑草対策についてです。

今答弁いただきました。秋のイベント時期に合わせたいということで、確かに昨日、駅から北側の歩道を業者の方がやってみえました。25日にウォーキングがあるので、その前にやったんだなあというふうに思ったわけなんですけど、やっぱりそれではちょっと困るというか、そういうことじゃないんじゃないかというふうに思っておりまして、イベントのときは確かにたくさん見えますけど、平素観光客は見えるわけで、そういう方々に対して、ああといって草いっぱいやなあというふうに思われるのは、私はよくないというふうに思っています。

なので、1つは、確かに草刈りの予算も増えているかと思うんですが、本当に草は何をしても生えてくるということで、田んぼなんかやってみえる人は、本当に回数いっぱい草刈りしないかんといつも言ってみえますけど、それぐらいどうしてもやらないかんようなそういう草

刈りだしますので、まずそういうふうに関ヶ原町として観光地らしい在り方、雑草対策の在り方というのをきちんと位置づけていただきたいと。余分な仕事と思わずに、大事な仕事というふうに位置づけていただきたいのが1つです。

それから、具体的に言いますと、駅から記念館までの歩道除草については、例えば記念館の清掃業務に加えていただいて、日常的にやっていただくということとはできないかお尋ねします。そういうことを要請してはどうかということですね。

それから、国道においては、私は特にバイパスの信号名でいうと東町北交差点から浅野医院さんの前の交差点、あそこが非常に気になっています。ほかにも気になるところはたくさんあるんですが、あそこは記念館に通ずる幹線道路という点では、住宅もありますしコンビニもあるんですね。コンビニの前も本当に草がぼうぼうで気になって仕方がないんですが、あそこもコンビニの横を歩いて丸山に行かれる方も見えると思いますので、本当に気になっております。

そこで、例えば今、浅野医院さんの交差点の南側、ちょっと大きな三角地がありまして、そこは緑の除草シートがばあっと引いてあって草が生えていないんですね。ですから、年に1回の草刈りだけでなく、そういう除草シートを張っていただくことを国に要望するとか、やっぱり関ヶ原町として観光地だよということで、県にも協力いただいて要請をするとかそういう対策が必要ではないかと思いますが、以上、伺います。

○議長（子安健司君） 児玉産業建設課長。

○産業建設課長（児玉勝宏君） 失礼いたします。

私から、ちょっとお答えもしづらい部分もいろいろと質問がございましたが、例えばバイパスの防草シートの件については、仮にここについて防草シートをとということでやったとしても、残念ながら同じような御質問というのは出てくると思うんです。全体的にはやはり草ぼうぼうじゃないかと、あそこは防草シートを張ってあるで、あそこはいいけれど、ほかのところは全然駄目じゃないかということで、いたちごっこになるんじゃないかなとちょっとは思ったんですけど、そう言いながらも、少しでもそういった箇所が増えれば、確かに美化にはつながりますので、そういったどうしてもというような箇所があるんでしたら、また検討させていただき、御要望はさせていただきたいなと、そんなことは思っております。

観光地としての位置づけということで、記念館のほうへの件については、ちょっと私からは申し上げにくい部分もございますが、内部的に話合いの余地はあると思いますので、要請してもいいのかもしれませんが、それについての御返事というのがどうなるものかといったこともちょっと考えられるとは思っております。

いずれにしても、そういったことで要望の検討をするということは可能性としてはあるというふうでとどめておかせていただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○5番（田中由紀子君） 町長の認識を聞きたいんですけど、雑草対策に対する認識を。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 御指摘のとおり、町道、県道、国道、非常にこの時期草が多いと。町道については観光客の方が歩かれるところもありますので、そういったところ草が覆いかぶさっているということで、大変私自身も気にしているところでございます。

そんな中で、何とかやらないかんという話は前々からはしておるんですが、やはり費用面、こういったものを含めて検討を十分しながらやっていかなあかんということで思っております。

ただ、町としてもまるきりやっていないというわけじゃなしに、やはり年1回という予算の枠組みの中で、業者のほうに草刈りをお願いするとかそういうことはさせていただいているところですが、刈ってもすぐにまた伸びてくるという現状がございまして、本当にどうやったら草がなくなるのかというのが課題であるというふうに思っております。

史跡地等につきまして、今史跡保存会の方が定期的に草刈り等をやっていただいておりますので、そこら辺は本当にいいんですけれども、道中については、とてもそこまでボリュームが非常に多いということで手が回らない現状でございます。多くの方のお力をいただいてボランティアでやるしか、県のほうも国のほうもやってくれませんので対策ができないんじゃないかというふうに思っております。田中議員もぜひともやっていただけますようお願い申し上げます、私の思いとさせていただきます。

○議長（子安健司君） これで、5番 田中由紀子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時20分

○議長（子安健司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

### 日程第3 議案第73号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第3、議案第73号 訴えの提起についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第４ 議案第74号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第４、議案第74号 訴えの提起についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第５ 議案第75号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第５、議案第75号 訴えの提起についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第６ 議案第76号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第６、議案第76号 訴えの提起についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第77号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第7、議案第77号 訴えの提起についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第78号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第8、議案第78号 訴えの提起についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第79号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第9、議案第79号 関ヶ原町議会議員及び関ヶ原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。



〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第80号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第10、議案第80号 関ヶ原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第81号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第11、議案第81号 関ヶ原町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第82号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第12、議案第82号 令和4年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入金の変更についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第83号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第13、議案第83号 令和4年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第84号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第14、議案第84号 令和4年度関ヶ原町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第84号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議案第85号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第15、議案第85号 令和4年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第85号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 議案第86号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第16、議案第86号 令和4年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第86号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第87号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第17、議案第87号 令和4年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第87号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第88号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第18、議案第88号 令和4年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第88号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議案第89号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第19、議案第89号 令和4年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第89号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第20 議案第90号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第20、議案第90号 令和4年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第90号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第21 議案第91号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第21、議案第91号 令和4年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第91号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第22 議案第92号から日程第30 議案第100号までについて（委員長報告・質疑・討

論・採決)

○議長（子安健司君） 日程第22、議案第92号 令和3年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第30、議案第100号 令和3年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定についてまでを一括して議題とします。

本案につきましては、決算審査特別委員会へ審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過並びに結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長 楠達男君。

○決算審査特別委員会委員長（楠 達男君） それでは、議長のお許しを得ましたので、決算審査特別委員会の報告をさせていただきます。

付託を受けました議案第92号 令和3年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第100号 令和3年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定についてを審査するため、決算審査特別委員会を令和4年9月13日及び14日の2日間、役場大会議室において委員全員の出席により開催いたしました。

会議事件説明のための出席は、福安会計管理者兼税務課長、澤頭総務課長、高木企画政策課長、兒玉産業建設課長、難波地域振興課長、山田教育課長、西村住民課長、徳永関ヶ原診療所事務局長兼医療保健課長、吉森介護事業課長、坂東水道環境課長心得で、職務のための出席者は子安議長、関東議会事務局長、小寺書記であります。

各会計の審査につきましては、歳入歳出決算書に基づき、歳入についての質疑を行い、その後、歳出について関係する各担当課長への質疑を行いながら、決算内容について慎重に審査を行いました。

審査の結果、付託を受けました9議案のうち、議案第96号 令和3年度関ヶ原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成4、反対1、その他の8議案については全会一致で監査委員の報告のとおり認定するに差し支えないとの結論に達し、9月14日午後2時31分に決算審査特別委員会を終了いたしました。

なお、一般会計及び特別会計、水道事業会計の決算審査における要望事項の内容については、お手元に配付いたしましたとおりでございますので朗読は省略させていただきます。以上で報告を終わります。

○議長（子安健司君） ただいまの委員長報告にありました要望事項に対して、理事者側の考え方を伺います。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それでは、令和3年度一般会計及び特別会計決算の決算審査特別委員会における要望事項について回答させていただきます。

歳入につきましては、人口減少及び新型コロナウイルス感染症拡大による税収の減少の影響

も大きいことから、町有財産の有効活用やふるさと納税の体制強化により、自主財源の確保に努めるとともに、国・県の動向に注視し、より有利な事業展開ができるよう努めてまいります。また、過疎債につきましても、将来への財政負担状況を見据えた上で、過疎地域持続的発展計画に基づいて有効に活用し、財源確保に努めてまいります。

町税、各保険料等の徴収対策につきましては、これまでも各担当課が連携して取り組んでまいりましたが、より強固な徴収体制を確立し、財産調査や差押えなどの処分を行い、収納率の向上を図りながら公平性の確保に努めてまいります。

歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症対策による事業の中止や縮小の影響など、事業推進の諸要件により不用額が生じるような場合においては、減額補正を行うよう心がけておりますが、年度末にかけての事業運営上、予算の見込みが難しい場合等、結果的に多額の不用額を生じている場合もございます。今後につきましても、引き続き年度末での事業費見込みについて十分精査し、可能な限り適切な減額補正等の処理をしてまいりたいと思いますので御理解をお願いいたします。

各種団体等への補助金につきましては、令和3年度予算編成時に全般的な見直しを実施しておりますが、今回の決算状況を踏まえ、補助金等の効果、公共的必要性、有効性、公平性などについて再点検し、次年度予算に適切に反映し、予算執行につなげられるよう努めてまいります。

総合計画、過疎地域持続的発展計画に基づき、優先課題を明確にし、最小の経費で最大の効果を上げられるよう事業を選択、展開するとともに、健全かつ町民に成果の見える行財政運営に努めてまいります。

次に、水道事業についてであります。

まず、未収金対策についてでございますが、これまでと同様に、納付期限経過後の督促や催告の実施により早期の納付促進に努め、納付相談の実施や催告に応じていただけない滞納者に対しては、給水停止措置を実施することにより未収金の累積を防止し、未収金対策に努めてまいります。

次に、有収率の向上についてでございますが、昨年度は73.6%で、前年度より3.4%向上いたしました。全国平均より低い水準にあるため、今後も老朽管路の計画的な更新、漏水調査の実施による漏水箇所の把握による早期修繕対応により、有収率の向上に努めてまいります。

最後に、安定経営と計画的な施設設備の更新についてでございますが、藤古川水源はダム湖に依存しており、近年の異常気象による集中豪雨や土砂の堆積による水質悪化と取水確保が懸念されており、安心・安全な水の供給のために、第4次拡張事業の推進は急務と考えておりますが、現状の設備の維持、更新費用を含め、新たな設備投資に多額の費用を生じるため、経営状況は厳しさを増すものと考えられ、有効的な投資効果を検証しながら経営戦略、第4次拡張

事業に基づいて安全な水の供給と経営に努めてまいります。以上、回答とさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより各議案ごとに順次、委員長報告に対し質疑を行い、採決までを行います。

最初に、議案第92号 令和3年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第92号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議案第93号 令和3年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第93号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第94号 令和3年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。



質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第94号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第95号 令和3年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第95号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第96号 令和3年度関ヶ原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「はい、あります」の声あり〕

5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） それでは、令和 3 年度関ケ原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論を行います。

2021年度介護保険の特別会計は、2021年度から23年度までの第 8 期の事業計画の最初の年度です。第 8 期は、65歳以上第 1 号被保険者の保険料の基準額で月200円を値上げし、1 か月 5,900円を6,100円にしました。私は、この値上げに際し、繰越し見込みの8,700万円と基金 5,100万円があり、値上げすべきではないと条例に反対いたしました。その結果、2021年度決算は繰越金が 1 億円で、収支残高は 1 億6,300万円の黒字となりました。そのうち、償還金が今議会で5,000万円出ておりますので、それを差し引いたとしても、なお 1 億円以上の黒字となっています。値上げは必要なかったのではないのでしょうか。

介護保険料は、この間 4 期12年連続して値上げされておりまして、制度が始まった当時 2,800円から2.18倍になっています。少ない年金から支払っていくのは本当に大変です。値上げありきではなく、どうすれば値上げを抑えられるかという政策転換が必要だと思います。

以上の理由で反対といたします。

○議長（子安健司君） 次に、賛成討論を許します。

〔挙手する者あり〕

2 番 谷口輝男君。

○2 番（谷口輝男君） 私は、議案第96号 令和 3 年度関ケ原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

令和 3 年度関ケ原町介護保険特別会計決算の状況は、先ほど反対討論にもありましたように繰越額 1 億6,000万円、基金総額5,700万円という結果となりました。

先ほども言われましたように、令和 3 年度は第 8 期の老人福祉計画・介護保険計画の初年度でございまして、当該年度から始まる予定でありました看護小規模多機能型居宅介護事業所の運営、また町内のグループホームの増床予定による給付費の大幅な伸びを見込んでいたものでありまして、予定より事業が進まずというか、伸びなかったことによるもので、今後まだ見込まれる施設の拡大等にも対応できる決算収支となっておると思います。3 年度については、適切に事業が実施されたものであったと認められると思います。

反対にあります収支残高が多いというのは3年度の決算ですので、3年度のみではなく、前年、前々年度からの積み重ねもあつての額であります。よって、私は令和 3 年度関ケ原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成するものであり、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（子安健司君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで討論を終わります。

これより議案第96号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第97号 令和3年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第97号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第98号 令和3年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第98号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第99号 令和3年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第99号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第100号 令和3年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第100号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

---

日程第31 議案第101号及び日程第32 議案第102号について（提案説明・委員会付託）

○議長（子安健司君） 日程第31、議案第101号 関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び

期末手当に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第32、議案第102号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを一括して議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第101号 関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例と、議案第102号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、関連がございますので一括して御説明申し上げます。

議会議員の議員報酬、また常勤の特別職職員の給与につきましては、前町長の選挙公約により平成17年4月に報酬月額及び給与月額を18%減額した以降、現在まで見直しを行っていない状況でございました。

私といたしましても、町の財政状況を考え、今まで見直しについては慎重に考えてまいりましたが、今後の議員等の成り手不足の解消や職責に合った適正な報酬月額と給与月額を考慮し、改正前の報酬月額と給与月額に改めさせていただき旨を関ヶ原町特別職報酬等審議会へ諮問させていただき、御審議をいただき答申を受けたことで、このたび上程をさせていただきました。何とぞ御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、細部につきましては、総務課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

議案第101号及び議案第102号について詳細説明をさせていただきます。

まず、議案資料その2の1ページをお願いいたします。

別表の議員報酬月額についてでございますが、議長を「20万5,000円」から「25万円」に、副議長を「16万8,000円」から「20万5,000円」に、また議員を「16万円」から「19万5,000円」に、それぞれ改正をさせていただくものでございます。

それでは、議案書その2の2ページをお願いいたします。

附則におきまして、本条例の改正につきましては、令和5年4月30日からの施行としているところでございます。

次に、常勤の特別職職員の給与月額について御説明を申し上げます。

また議案資料のその2の2ページをお願いいたします。

別表の給与月額におきまして、町長を「55万円」から「67万円」に、また副町長を「50万円」から「55万円」に、教育長を「44万円」から「47万円」に、それぞれ改正をさせていただくものとなっております。

それではまた、議案書その２の４ページをお願いいたします。

附則におきまして、第１条におきましては、令和５年４月１日からの施行と定め、第２条では、令和５年４月１日から令和６年１２月２５日までの間におきましては、別表中の「６７万円」とあるものを「６３万円」に、また「５５万円」とあるものを「５１万円」、また「４７万円」とあるものを「４５万円」とすることを定めてございます。

説明は以上とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君）　ここでお諮りいたします。議案第１０１号及び議案第１０２号につきましては、総務民生常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第１０１号及び議案第１０２号は、総務民生常任委員会に付託の上、審査することに決しました。

ここでお諮りいたします。議案第１０１号及び議案第１０２号につきましては、総務民生常任委員会に付託して審査することに決しましたので、質疑は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑は省略することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時４９分

再開　午前１０時５０分

○議長（子安健司君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま総務民生常任委員会委員長より議案第１０１号及び議案第１０２号について閉会中の継続審査の申出がありました。常任委員会の閉会中の継続審査についてを日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、常任委員会の閉会中の継続審査についてを日程に追加し、追加日程第１として直ちに議題とすることに決しました。

---

#### 追加日程第１　常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（子安健司君）　追加日程第１、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

総務民生常任委員会委員長から、委員会に付託となった議案第１０１号及び議案第１０２号について、会議規則第７４条の規定によって、お手元にお配りした申出書のとおり閉会中の継続審査の

申出があります。

お諮りします。委員長の申出のとおり議案第101号及び議案第102号を閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第101号及び議案第102号は閉会中の継続審査とすることに決しました。

---

### 日程第33 町議第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第33、町議第2号 消費税のインボイス制度実施中止・延期を求める意見書についてを議題とします。

本案については、朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

6番 松井正樹君。

○6番（松井正樹君） それでは、町議第2号について御説明を申し上げます。

消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が実施されますと、これまで納税を免除されていた小規模事業者やフリーランスが元請や得意先から課税事業者になることを迫られたり、インボイスを発行できない事業者は取引から排除、値引き、廃業のいずれかを迫られることは明らかであり、ひいては経済の停滞を招くことも考えられます。

中小規模事業者の健全な事業存続のために、インボイス制度の中止・延期を求め、国に対し意見書を提出するものであります。

以上、簡単ではございますが趣旨説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより町議第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本会議に上程されました案件の審議は全て終了いたしました。

---

#### 閉会の宣告

○議長（子安健司君） これをもちまして、令和４年第４回関ヶ原町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時54分



以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和    年    月    日

関ヶ原町議会議長                      子    安    健    司

会議録署名議員                      谷    口    輝    男

会議録署名議員                      中    川    武    子